

「南大谷さくら会館」使用規定

(目的)

第1条 この規定は「南大谷さくら会館」(以下会館という)の使用について必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 会館の使用は、南大谷さくら会館管理運営委員会(以下委員会という)を代表とする町内会・自治会及びその会員の会合・親睦等の利便性を図ることを目的とする。但し、委員会はその他の町田市民及び団体であっても使用についての責任を持ち得る個人又は団体に使用させることが出来る。

- 2 会館は、次の一つに該当するときは使用させることが出来ない。
 - (1) 近隣住民に迷惑をもたらす行事等
 - (2) 暴力組織に関する行事
 - (3) 選挙事務所又は後援会事務所としての使用
 - (4) 名義貸し、又貸しが判明した場合
 - (5) その他管理運営上に支障をきたすとき

(使用の優先順位)

第3条 会館の使用における優先順位は次の通りとする。

- (1) 町内会・自治会及び委員会の行事等
 - (2) 町内会・自治会役員及び委員会役員の行事等
 - (3) 町内会・自治会会員の行事・サークル活動等
 - (4) その他委員会が認めた個人又は団体の会合など
 - (5) その他管理運営上に支障をきたすとき
- 但し、前項に拘らず委員会を構成する会員の葬儀については、これを最優先とし関係する申込みを取消し又は変更することが出来る。特別な理由により取消し等の処理が出来ない場合はその都度協議する。

(使用時間と使用料)

第4条 会館の使用時間は午前9時から午後9時までとし、使用区分及び使用料は別途定める。但し委員会行事並びに委員会を構成する町内会・自治会の年次総会及び月一度の定例会は無料とする。

(使用の申込み)

第5条 会館の使用の申込みは次の通りとする。

1. 申込みは使用月の2ヶ月前から受付けるものとする。
2. 利用者は事前に定期利用登録団体・不定期利用登録サークルとして、登録しなければならない。
3. 会館を使用する者は次の方法で申し込む。
 - 【 登録団体・登録サークル 】
 - (1) 使用申込書に必要事項を記入の上、使用料を添えて受付に提出する。尚、使用申し込み(予約)は電話にても受け付けるものとする。
 - (2) インターネットにて申し込みは必要事項を入力の上、使用料を受付に提出するか、所定の口座に入金する。
 - 【 新規利用者・未登録者 】
 - (3) 使用申込書に必要事項を記入の上、利用日の1ヶ月前に、会館受付窓口へ提出する。委員会にて審議を経て、承認されてから、使用料を受付に提出するか、所定の口座に入金する。
 - (4) 予約の削除・確定
申請内容に不備や問題があるところから判断した場合は、入金の有無に

関わらず予約を削除することがある。入金済の時は振り込み手数料を差し引いて返金をする

申請内容に問題が無ければ、使用料の入金を確認した時点で 予約の確定処理をする。但し、申請方法（使用申込書、電話）と重複した場合、調整をすることがある。

尚、予約確定の有無は当ホームページで確認することが出来る。

(5) 使用料金の支払い・期限

予約申請から1週間以内に使用料金を上記の方法で支払い（利用日まで8日未満の場合は会館窓口）、支払いが遅れた場合、予約取り消しと見なして他の申し込みを入れることもある。尚、葬儀を最優先するので、その申し込みがあった場合は、予約の取り消し、または変更することがある。

4. キャンセル料金

全額返金 3日前 （振り込み手数料差引き）

半額返金 2日前～当日前 （振り込み手数料差引き）

返却金なし 当日以降

5. 定期利用登録団体とは

委員会の使用承認を受け、月間、年間を通じ、定期的に使用する団体

6. 定期利用サークルとは

委員会の使用承認を受け、不定期で随時、使用する団体又は個人

7. 利用料の受付での支払い、又は所定の口座への振り込み時に、『登録番号、団体名、使用日』を明記しなければ、受付できない。

8. 定期利用団体、サークルは毎年更新登録をしなければならない。

期間は4月 1日～ 4月 30日とし、所定期間に更新しない場合は登録団体、サークルから抹消する。

(使用の承認及び取消し)

第6条 委員会は、使用の決定通知後においても第2条第2項に該当することが判明した時、又は特別な事情のある場合は使用許可の取消しをすることが出来る。

(使用上の遵守事項)

第7条 会館を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

1. 使用責任者を置き、責任者は使用に伴う一切の責任を負い使用時間を守り他の利用者及び近隣住民に迷惑を及ぼさないこと。
2. 使用責任者は、使用終了後直ちに清掃、備品の整理、ガス・水道・電気の点検及び戸締りを行い鍵を返納すること。
3. 会館の建物、設備、備品等を損傷又は紛失した場合、使用責任者は故意又は過失にかかわらずその修理・再整備に要する費用を負担しなければならない。
4. ゴミ類は持ち帰ること、また指定場所以外は禁煙とする。

(その他)

第8条 会館の使用に関するその他必要事項は、委員会が別途細則を定める。

(附則)

1. 平成 2年 5月 1日 制定

2. 平成 15 年 4 月 1 日 一部改正
3. 平成 18 年 5 月 1 日 一部改正
4. 平成 19 年 3 月 1 日 一部改正
5. 平成 22 年 5 月 15 日 一部改正
6. 令和 6 年 3 月 10 日 一部改正